



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
4 月 7 日
号 外 (1)
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

教育委員会教育長告示

平成24年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項 (学校教育課) 1

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第 7 号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則 (昭和32年滋賀県教育委員会規則第 8 号) 第11条の 7 の規定に基づき、平成24年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項を次のように定める。

平成23年 4 月 7 日

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

平成24年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項

- 1 音楽科の入学志願資格 平成24年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に合格した者に限り、別に定める平成24年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項に基づき、滋賀県立石山高等学校 (以下「石山高等学校」という。) 音楽科へ入学志願することができる。
- 2 受検資格 次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 平成24年 3 月に中学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校の前期課程 (以下「中学校等」という。) を卒業し、または修了する見込みの者
 - (2) 中学校等を卒業し、または修了した者
 - (3) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第95条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願
 - (1) 受付期間 平成23年10月25日 (火) から平成23年10月27日 (木) までとし、午前 9 時から午後 4 時まで受け付ける。郵送の場合は、平成23年10月26日 (水) までの消印のあるものに限り受け付ける。中学校等の校長 (以下「中学校長」という。) は、郵送時に志願者数等について、石山高等学校長に電話で必ず報告しなければならない。また、返信用封筒 (宛名を記入して、簡易書留分の切手を貼ること。) を同封すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 適性検査受検申込書
 - イ 適性検査受検票 平成24年 3 月に本県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、申込み前 3 箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真 (縦 6 cm , 横 4.5cm) を受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けること。ただし、 2 (3) に該当する者については、割印は不要とする。
 - ウ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書 (以下「特別出願許可書」という。) の写し
 - (ア) 滋賀県立学校の管理運営等に関する規則第11条の 3 の規定に基づく特別事情による入学志願者は、滋賀県教育委員会教育長 (以下「教育長」という。) の許可を受け、特別出願許可書の写しに中学校長が原本証明をしたものを添付しなければならない。
 - (イ) 特別出願許可申請受付場所 滋賀県教育委員会事務局学校教育課とする。
 - (ロ) 特別出願許可申請期間 平成23年10月 4 日 (火) から平成23年10月25日 (火) までとし、午前 8 時30分から午後 5 時まで受け付ける (ただし、土曜日、日曜日および祝日を除くものとする。) 。
 - エ 楽譜 弦楽器、管楽器または打楽器で受検する者は、出願時に自由課題の楽譜を 1 部提出するものとする。
 - (3) 受検申込書等の作成および提出
 - ア 受検の申込みをしようとする者は、石山高等学校から音楽科適性検査実施要項 (以下「要項」という。) を受け、その中の受検申込書等に必要な事項を記入し、中学校長に提出しなければならない。ただし、 2 (3) に該当する者は石山高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

イ 中学校長は、アにより受検申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査して、所定事項の記入および証明等を行い、受付期間内に適性検査受検申込者一覧表(2通)を添えて石山高等学校長に提出しなければならない。

4 受検申込書等の受理 石山高等学校長は、提出された受検申込書等を審査し、適正であると認めるものについて受理し、適性検査受検票と適性検査受検申込者一覧表(1通)にそれぞれ受検番号を記入し、中学校長あて交付すること。ただし、2(3)に該当する者については、直接受検申込者に交付すること。

5 適性検査 個別検査については、受検者をあらかじめAグループとBグループの組に分けて、実施する。

(1) 検査の期日および日程

ア 期日 平成23年11月8日(火)

イ 日程 9:00~9:15 Aグループ一般注意
 9:30~12:00 Aグループ個別検査
 12:30~12:45 Bグループ一般注意
 13:00~13:25 AグループおよびBグループ聴音記譜(一斉検査)
 13:40~ AグループおよびBグループ個別検査

(2) 受検場 石山高等学校

(3) 検査内容

ア 共通課題 受検者全員について検査する。

(ア) 聴音記譜 旋律および和音を書き取ること。調は、八長調またはイ短調とする。

(イ) 新曲視唱 12小節の旋律を階名視唱すること。調は、八長調またはイ短調とする。

イ 演奏実技 受検者は次の(ア)、(イ)または(ウ)に掲げる入学後専攻したい実技を選び、演奏すること。

(ア) 声楽で受検する者

a 指定曲 コンコネ50番よりNo.5を歌うこと。ただし、ホ長調またはヘ長調のいずれかの調とする。唱法については階名唱または母音唱(ア、イ、ウ、エおよびオによる唱法、または母音と子音との組み合わせによるMa唱、Na唱等をいう。)のいずれかとし、暗譜で歌うこと。

b 選択曲 次に示す曲の中から1曲を選び、全節を暗譜で歌うこと。

「夏の思い出」	二長調	(江間章子 作詞 中田喜直 作曲)
「浜辺の歌」	ヘ長調	(林 古溪 作詞 成田為三 作曲)
「荒城の月」	口短調	(土井晩翠 作詞 滝廉太郎 作曲)
「カロ ミオ ベン」	変ホ長調	(作詞者不明 ジョルダニ 作曲)
「カロ ラッチョ」	変ホ長調	(作詞者不明 ガスパリーニ 作曲)

注1 「荒城の月」は、1番2番を歌うこと。

注2 「カロ ミオ ベン」については、原語または日本語で、「カロ ラッチョ」については、原語で歌うこと。

注3 指定曲および選択曲の伴奏は、検査担当者が行う。

ウ ピアノ 次のピアノ曲の中から任意の1曲を選び、演奏すること。楽譜を見て演奏してもよい。繰返しはしない。

ブルグミュラー作曲「25の練習曲」より
 ソナチネまたはソナタの第1楽章または終楽章

(イ) ピアノで受検する者 次に示す および の曲の中からそれぞれ1曲ずつを選び、演奏すること。演奏は、暗譜で行うこと。繰返しはしない。別に定める楽譜例を参照すること。

バッハ作曲	2声のインヴェンションより第5番
バッハ作曲	3声のシンフォニアより第8番
バッハ作曲	平均律クラヴィーア曲集第 巻より第21番(フーガのみ)
ベートーヴェン作曲	ピアノソナタ 第3番作品2の3八長調第1楽章
ベートーヴェン作曲	ピアノソナタ 第5番作品10の1八短調第1楽章
ベートーヴェン作曲	ピアノソナタ 第16番作品31の1ト長調第1楽章

(ウ) 次に示す楽器で受検する者(入学後、専攻したい楽器を選び受検すること。)

弦楽器	ヴァイオリン ヴィオラ チェロ コントラバス
管楽器	フルート オーボエ クラリネット ファゴット サクソフォーン トランペット ホルントロンボーン チューバ
打楽器	小太鼓 マリンバ

- a 指定課題 すべて暗譜で演奏すること。
- (a) 弦楽器 別に定める楽譜による音階を演奏すること。
- (b) 管楽器 別に定める楽譜による音階を、スラー、テヌートおよびスタッカートで演奏すること。
- (c) 打楽器 別に定めるリズム譜を小太鼓で演奏すること。
- b 自由課題 任意の練習曲または独奏曲 1 曲を、無伴奏で演奏すること。すべて暗譜で演奏すること。
- c ピアノ 次のピアノ曲の中から任意の 1 曲を選び演奏すること。楽譜を見て演奏してもよい。繰返しはしない。

ブルグミュラー作曲 「25の練習曲」より
ソナチネまたはソナタの第 1 楽章または終楽章

注 受検場で準備する楽器はピアノ、コントラバス、チューバ、小太鼓およびマリンバとし、これら以外の楽器で受検する者は、各自で楽器を準備すること。

6 合格者の決定および結果の通知

- (1) 石山高等学校長は、適性検査の結果を資料として音楽科教育を受けるに足りる適性の有無を判定し、適性検査の合格者を決定する。なお、合格者にあつては、後の特色選抜、一般選抜において、適性検査の内容について、その判定の際の資料とすることができる。
- (2) 石山高等学校長は、適性検査の結果を平成23年11月16日(水)に郵送にて発送し、受検者の在籍または出身中学校長あてに通知する。ただし、2(3)に該当する者については、直接受検者に通知する。

7 その他

- (1) 郵送は、すべて「書留」または「簡易書留」扱いとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- (3) 石山高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ教育長と協議のうえ、申込者に対し必要な指示を行うことができる。

